

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

第1条 私（投資信託受益権振替決済口座の名義人（法人の場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
5. 私又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2条 私は、自ら又は第三者を利用して次の各項の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴行の信用を毀損し、又は貴行の業務を妨害する行為
5. その他前各項に準ずる行為

第3条 私は、暴力団員等もしくは第1条の各項のいずれかに該当し、もしくは前条の各項のいずれかに該当する行為をし、又は第1条及び前条に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、別途受領する投資信託受益権振替決済口座管理規定に従い、貴行からの通知により投資信託受益権振替決済口座を解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。